

いわき市週休2日促進モデル工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を促進するため、いわき市が発注する建設工事において週休2日促進モデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休の現場閉所（現場休息を含む）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了までの期間をいう。ただし、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (4) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (5) 「4週6休」、「4週7休」、「4週8休」とは、対象期間内の現場閉所日の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、別表第1の水準にそれぞれ達した状態とする。
(現場閉所率 = 【閉所日数 / 対象日数】 × 100 : 小数点第2位を四捨五入)
- (6) 「受注者希望型」とは、受注者が工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日等の実施可否について、監督員と協議した上で取り組む方式をいう。
- (7) 「発注者指定型」とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事は、本市発注の工事すべてとする。ただし、災害復旧工事等、緊急性のある工事又は工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される工事を除くものとする。

(実施方法等)

第4条 モデル工事の実施方法等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注者希望型においては、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日等の実施可否について監督員と協議するものとする。
- (2) モデル工事に取り組む場合、受注者は、施工計画書に週休2日相当の休日を確保した工程表を添付し、監督員に提出するものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう現場休息予定日を

調整した上で工程表を作成するものとする。

- (3) 受注者は、工程表に基づき、現場着手日前に「閉所計画・閉所実績（様式 1）」を提出する。
- (4) 受注者は、工程表で定めた休日は、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とするものとする。
- (5) 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。
- (6) 受注者は、月初めに「閉所計画・閉所実績（様式 1）」に前月分の実績を記載の上、監督員に提出する。
- (7) 受注者は、週休 2 日等の達成状況により行われた補正を下請契約にも反映させるものとする。
- (8) 監督員は、受注者の週休 2 日等の取り組みに対し支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日に作業が生じないように適切に指示等を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

（積算方法等）

第 5 条 モデル工事の設計価格は、次の各号により積算するものとする。

- (1) 工期は、4 週 8 休対応の標準工期以上の期間とする。
- (2) 当初設計価格は、受注者希望型は補正無し、発注者指定型は 4 週 8 休の補正率を適用し、工事費を積算するものとする。
- (3) 土木工事の補正項目及び補正率は、別表第 2、第 3 のとおりとする。
- (4) 建築関係工事の補正項目及び補正率は、別表第 4、第 5、第 6、第 7 のとおりとし、別表第 8 により算定するものとする。
- (5) 現場完了日時点で現場閉所の達成状況を確認し、達成状況に応じた設計変更を行うものとする。

（特記仕様書等）

第 6 条 モデル工事については、受注者希望型又は発注者指定型の工事である旨等を特記仕様書等に記載するものとする。

（工事成績評定）

第 7 条 工事成績評定は、達成状況により創意工夫の項目を別表第 9 により加点するものとする。

（その他）

第 8 条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議しその都度定めるものとする。

附 則

この要領は令和 5 年 7 月 10 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

週休の区分

区分	4週6休	4週7休	4週8休
現場閉所状況	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
現場閉所率	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上

備考 現場閉所日には、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含めるものとする。

別表第2（第5条第3項関係）

土木工事の補正

区分	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

別表第3（第5条第3項関係）

土木工事の補正（市場単価）

名称	区分	4週6休	4週7休	4週8休
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カー舗装工		1.00	1.00	1.01
ゲルビング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

別表第4 (第5条第4項関係)
建築関係工事の補正 (複合単価)

区分	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	1.01	1.03	1.05

別表第5 (第5条第4項関係)
建築工事の補正 (市場単価等)

工種	摘要※	4週6休		4週7休		4週8休	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
仮設工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
土工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
地業工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄筋工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
コンクリート工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
型枠工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄骨工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
既設コンクリート工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.01	1.07	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.15	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
木工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.01	1.10	1.02	1.11

金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.16	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10	1.01	1.11	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.17	1.04	1.19
建具	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.16	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.01	1.12	1.02	1.13	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08	1.01	1.09	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を乗じて補正する。

別表第6（第5条第4項関係）
電気設備工事の補正（市場単価等）

工種	摘要	4週6休		4週7休		4週8休	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.18	1.02	1.20	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18	1.02	1.19	1.03	1.21
	プルボックス	1.01	1.13	1.01	1.14	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.15	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.05	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.02	1.18	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

別表第7（第5条第4項関係）
機械設備工事の補正（市場単価等）

工種	摘要	4週6休		4週7休		4週8休	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内張	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25

別表第8（第5条第4項関係）
市場単価及び補正市場単価の算定式

種別	区分	算定式	
市場単価 補正市場単価	新営工事	市場単価 補正市場単価	×新営補正率 ×新営補正率
	全館無人改修 (基準単価の算定)	市場単価 補正市場単価	×新営補正率 ×新営補正率
	執務並行改修 (基準補正単価の算定)	市場単価 補正市場単価	×改修補正率 ×改修補正率
物価資料等の 掲載価格	新営工事	物価資料の掲載価格	×新営補正率
	全館無人改修 執務並行改修	物価資料の掲載価格	×改修補正率

別表第9（第7条関係）
工事成績評定の採点

区分	未達成	4週6休	4週7休	4週8休
受注者希望型	加点無し	1点加点	1点加点	2点加点
発注者指定型	加点無し	加点無し	加点無し	2点加点

※第一評定 「5 創意工夫 I 創意工夫」の下段の「その他」に追記の上、チェック

様式1 (第4条関係)

様式1							
閉所計画・閉所実績							
						対象年度	年度
提出日							
工事名							
受注者							
工期							
対象期間							
月別	計画			実績			備考 (対象外の期間等)
	閉所日数	対象日数	閉所率	閉所日数	対象日数	計	
累計							
	計画			実績			

【作成要領】

- モデル工事に取り組む場合、受注者は、施工計画時の週休2日を確保した工程表に基づき、対象期間内の閉所日、対象日を監督員と協議し決定する。
- 閉所日、対象日の計画決定後、月ごとの別シート(以降、別シート)に予定を入力し「閉所計画・閉所実績」(以降、「本書」)を作成する。
- 閉所計画作成後、本書に別シートを添付し監督員に提出する
- 着手日以降、別シートの閉所実施日欄への入力を進め、本書と併せ、毎月監督員に提出する。なお、計画と異なった場合は「現場閉所計画と現場閉所実績に差異がある場合等に記載」の欄に、理由を記載する。
- そのほか実施方法等の詳細については「いわき市週休2日促進モデル工事実施要領」による。
- 設計図書に定めのある場合を除き、本書の内容を証明することを目的として、別途工事日報や週報等を作成する必要はない。

現場閉所実績書(月別シート)

工事名：

受注者名：

工期：

令和 年〇月

○：閉所 ●：現場休息

◎：振替閉所

-：対象期間外

天：雨天等による閉所

月日	曜日	現場閉所 計画日	現場閉所 実施日	現場閉所計画と現場閉所実績に 差異がある場合等に記載	祝祭日記入
〇月1日	月				
〇月2日	火				
〇月3日	水				
〇月4日	木				
〇月5日	金				
〇月6日	土				
〇月7日	日				
〇月8日	月				
〇月9日	火				
〇月10日	水				
〇月11日	木				
〇月12日	金				
〇月13日	土				
〇月14日	日				
〇月15日	月				
〇月16日	火				
〇月17日	水				
〇月18日	木				
〇月19日	金				
〇月20日	土				
〇月21日	日				
〇月22日	月				
〇月23日	火				
〇月24日	水				
〇月25日	木				
〇月26日	金				
〇月27日	土				
〇月28日	日				
〇月29日	月				
〇月30日	火				
閉所日数		0	0		
対象日数		0	0		
閉所率		〇%	〇%		